

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	物価高騰重点支援給付金給付事業 物価高騰重点支援給付金対象者台帳
2	個人情報ファイルに記録されている本人の数	☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満
3	実施機関の名称	平塚市長
4	個人情報ファイルを利用する担当課の名称	福祉総務課
5	個人情報ファイルの利用目的	物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）に令和6年度に新たに該当した世帯に対し、1世帯当たり10万円、併せて18歳以下の子どもを扶養する低所得世帯（住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）に子どもの扶養を支援するため、子ども一人当たり5万円を給付する。
6	記録項目	【基本的事項】 ☒ 1個人番号、 ☒ 2氏名、 ☐ 3性別、 ☒ 4生年月日、 ☐ 5年齢、 ☒ 6住所、 ☒ 7電話・FAX、 ☐ 8メールアドレス、 ☐ 9本籍・国籍、 ☐ 10顔写真 【心身の状況】 ☐ 11身体状況、 ☐ 12精神状況、 ☐ 13介護状況 【家庭状況】 ☒ 14親族関係、 ☐ 15婚姻歴、 ☒ 16家族状況、 ☒ 17居住状況、 ☐ 18趣味 【社会生活】 ☐ 19学業・学歴、 ☐ 20職業・職歴、 ☐ 21地位・役職、 ☐ 22資格、 ☐ 23成績・評価、 ☐ 24表彰等 【経済状況】 ☐ 25資産状況、 ☒ 26収入・所得、 ☒ 27賦課状況、 ☐ 28納付状況、 ☒ 29口座情報、 ☐ 30取引状況 【その他の項目】 ☒ 続柄、 ☒ 入所施設名称、 ☒ 入所施設住所、 ☒ 入退所期日

7	記録範囲	基準日（令和6年6月3日）平塚市の住民基本台帳に記録されている世帯のうち、令和6年度に新たに住民税均等割が非課税である世帯又は新たに住民税均等割のみの課税がなされる世帯（減税前）。 こども加算については、平成18年4月2日生まれ以降が世帯員として属している世帯…① 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者…② 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法に定める措置を受けた者…③ 居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者…④ 申請者の代理人となる者…⑤	
8	記録情報の収集方法	本人、神奈川県、代理人、市民課（オンライン）、市民税課（庁内連携）、生活福祉課（庁内連携）、高齢福祉課（庁内連携）、こども家庭課（庁内連携）、障がい福祉課（庁内連携）市町村長（情報提供ネットワークシステム）	
9	要配慮個人情報	☒ 含む ☐ 含まない	
10	記録情報の経常的提供先	委託先（TOPPANエッジ株式会社 東京エリア第二営業本部）	
11	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民情報・相談課 （所在地）〒254-8686 平塚市浅間町9番1号	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	政令第21条第7項に 該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
		☐ 法第60条第2項第2号 （紙媒体処理ファイル）	
	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		

	行政機関等匿名加工情報の概要	
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
	備 考	